

契約締結前の電気のご契約に関する重要事項（低圧）

	(旧) 電気のご契約に関する重要事項（低圧）	(新) 電気のご契約に関する重要事項（低圧）
契約電流・契約容量・契約電力	<p>4. 契約電流・契約容量・契約電力</p> <p>お客さま申し出の契約電流、契約容量または契約電力とし、電気需給約款の定めるところに従い決定いたします。他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量または契約電力の値を引き継ぐものいたします。</p>	<p>4. 契約電流・契約容量・契約電力</p> <p>お客さま申し出の契約電流、契約容量または契約電力とし、電気需給約款の定めるところに従い決定いたします。他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、<u>当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流、契約容量または契約電力の値を引き継ぐことがあります。</u></p>
当社からの契約の解約	<p>15. 当社からの契約の解約</p> <p>当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合 当社との他の需給契約またはガスの使用契約の料金について(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務（違約金、工事費負担金等）について、お支払いがない場合 当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、口座振替やクレジットカード払いの申込書に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申し込み手続きを完了できない場合 適正契約の保持のため、契約の変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合 一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合 お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、またはその疑いがあると認められた場合 電気需給約款または電気料金プラン約款および託送供給等約款、法令、条例、規則等に反した場合 	<p>15. 当社からの契約の解約</p> <p>当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合 当社との他の需給契約またはガスの使用契約の料金について(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合 この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務（違約金、工事費負担金等）について、お支払いがない場合 当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、口座振替やクレジットカード払いの申込書に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申し込み手続きを完了できない場合 適正契約の保持のため、契約の変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合 一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合 お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、またはその疑いがあると認められた場合 電気需給約款または電気料金プラン約款（以下、「本約款等」といいます。）および託送供給等約款、法令、条例、規則等に反した場合
約款の変更手続きについて	<p>16. 約款の変更手続きについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、電気需給約款または電気料金プラン約款を変更することがあります。この場合には、あらかじめ効力発生時期を定めて、お客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後は、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。 	<p>16. 約款の変更手続きについて</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款等の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の本約款等によるものとします。なお、当社は、本約款等を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款等を変更する旨および変更後の本約款等の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホーム</u>

	(旧) 電気のご契約に関する重要事項 (低圧)	(新) 電気のご契約に関する重要事項 (低圧)
	<p>(2) 電気需給約款または電気料金プラン約款の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送付その他当社が適切と判断した方法（以下、「当社が適切と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。 ○ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称 および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。 <p>(3) 電気需給約款または電気料金プラン約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまなわなない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p>	<p><u>ページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法（以下、「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。</u></p> <p>(2) <u>本約款等の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。 ○ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称 および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。 <p>(3) <u>本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまなわなない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</u></p>
<p>その他</p>	<p>17. その他</p> <p>(1) 当社と需給契約を締結される場合、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次業者（以下、「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約が解約され、その内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へ申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社への申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。</p> <p>(2) 他のエネルギーから電力へエネルギー源を切替える場合等には、既存設備の撤去等が必要になる可能性があります。切替前の事業者との間の他のエネルギー供給契約上の解約条件によっては、一定期間前に切替前の事業者に対して、解約の通知を行っていただく必要が生じる可能性があります。</p> <p>(3) 現在の電力会社との契約で、すでに免税措置、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される場合は、当社窓口までお問い合わせください。</p> <p>(4) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、需要場所、お客さまによる料金支</p>	<p>17. その他</p> <p>(1) 当社と需給契約を締結される場合、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次業者（以下、「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約は、<u>当社がお客さまを代行して行う廃止取次（旧事業者との間で締結された小売供給契約の解約の申し込みを行うこと）により解約されます。</u>旧事業者との間で締結された小売供給契約の内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へ申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社への申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。<u>お客さまは本項の内容をご確認いただき、承諾の上で当社に需給契約を申し込まれるものとし、当社と需給契約を締結するに伴ってお客さまに生じた不利益・損害について、当社は責任を負わないものとします。</u></p> <p>(2) 他のエネルギーから電力へエネルギー源を切替える場合等には、既存設備の撤去等が必要になる可能性があります。切替前の事業者との間の他のエネルギー供給契約上の解約条件によっては、一定期間前に切替前の事業者に対して、解約の通知を行っていただく必要が生じる可能性があります。</p> <p>(3) 現在の電力会社との契約で、すでに免税措置、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される場合は、当社窓口までお問い合わせください。</p> <p>(4) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、需要場所、お客さまによる料金支</p>

	(旧) 電気のご契約に関する重要事項 (低圧)	(新) 電気のご契約に関する重要事項 (低圧)
	<p>払債務その他の債務の支払い状況 (すでに消滅しているものを含み、当社および当社の媒介、代理、または取次ぎ先との他の契約の料金支払債務その他の債務を支払期限日を経過して支払われない場合を含みます。) その他やむをえない理由がある場合および当社が適当でないと判断した場合には、お客さまの需給契約の申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。</p> <p>(5) お客さまが当社への申し込み後、電気需給が開始されるまでの期間に、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者との間で電気需給契約の契約電流、契約容量および契約電力を変更された場合、当社との契約における契約電流、契約容量および契約電力は、原則として、当該小売電気事業者との間で変更された契約電流、契約容量および契約電力に変更されます。</p> <p>(6) お客さまの都合により申し込み手続きを取り止めることとなった場合、需給開始予定日より前に、当社に対しその旨を申し出ていただきます。</p> <p>(7) お客さまがクーリング・オフを行った場合や当社がお客さまとの需給契約を解除した場合等には、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあります。供給継続のためには、他の事業者と契約を締結していただくか、最終保証供給 (経過措置期間中は特定小売供給) を申し込んでいただく必要があります。</p> <p>(8) 無契約状態で電気の使用を開始されたお客さまは、電気の使用を開始した日から契約締結までの期間について、需給契約の効力を遡らせるか、最終保証供給 (経過措置期間中は特定小売供給) を受けたこととするかを選択していただく必要があります。</p> <p>(9) 当社は、契約手続きに際しお伺いしたお客さまの情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、6 一般送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。</p> <p>(10) 上記に記載のない事項の取り扱い、当社が別途定める電気需給約款 (低圧)、電気料金プラン約款によります。なお、電気需給約款 (低圧) および電気料金プラン約款は、当社ホームページからご確認いただけます。</p>	<p>払債務その他の債務の支払い状況 (すでに消滅しているものを含み、当社および当社の媒介、代理、または取次ぎ先との他の契約の料金支払債務その他の債務を支払期限日を経過して支払われない場合を含みます。) その他やむをえない理由がある場合および当社が適当でないと判断した場合には、お客さまの需給契約の申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) お客さまの都合により申し込み手続きを取り止めることとなった場合、需給開始予定日より前に、当社に対しその旨を申し出ていただきます。</p> <p>(6) お客さまがクーリング・オフを行った場合や当社がお客さまとの需給契約を解除した場合等には、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあります。供給継続のためには、他の事業者と契約を締結していただくか、最終保証供給 (経過措置期間中は特定小売供給) を申し込んでいただく必要があります。<u>なお、クーリング・オフは、旧事業者との間の小売供給契約が廃止取次により解約されたことを無効とするものではありません。</u></p> <p>(7) 無契約状態で電気の使用を開始されたお客さまは、電気の使用を開始した日から契約締結までの期間について、需給契約の効力を遡らせるか、最終保証供給 (経過措置期間中は特定小売供給) を受けたこととするかを選択していただく必要があります。</p> <p>(8) 当社は、契約手続きに際しお伺いしたお客さまの情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、6 一般送配電事業者、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。</p> <p>(9) 上記に記載のない事項の取り扱い、当社が別途定める電気需給約款 (低圧)、電気料金プラン約款によります。なお、電気需給約款 (低圧) および電気料金プラン約款は、当社ホームページからご確認いただけます。</p>